公益社団法人 広島西南法人会定款 (案)

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人広島西南法人会(以下「本会」 という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を広島県広島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税 務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の 維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、地域 企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 税知識の普及を目的とする事業
- (2) 納税意識の高揚を目的とする事業
- (3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する

社団法人 広島西南法人会定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は社団法人広島西南法人会(以下「本会」という。) と称する。

(事務所)

第 2 条 本会の事務所は廿日市税務署管内に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、健全な納税者団体として、税務知識の普及に努めるとともに、あわせてよき法人企業の団体としての活動を通じて、適正な申告納税制度の確立と納税意識の高揚を図り、もって税務行政の円滑な執行に寄与し、企業経営と社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事業)

- 第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次に揚げる事業を行う。
 - (1) 税制及び税務に関する調査研究並びに建議

事業

- (4) 地域企業の健全な発展に資する事業
- (5) 地域社会への貢献を目的とする事業
- (6) 会員の交流に資するための事業
- (7) 会員の福利厚生等に資する事業
- (8) その他、本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、廿日市税務署管内を中心として広島県内で行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 廿日市税務署管内に所在(所在していた 法人を含む。) <u>又は事業所を有する法人 で本会の目的及び事業に賛同して入会し</u>た法人
- (2) 準会員 本会の目的及び事業に賛同して入会した 正会員の同族会社及び関連法人
- (3) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した法

- (2) 税制関係の法令、通達などの周知徹底を図るための 講習会、説明会等の開催
- (3) 良き法人企業の団体として法人会会員の役職員の研 鑽等、企業の健全な発展に資する
- (4) 青年部会及び女性部会は、法人会の事業活動の充実 と活性化に寄与するとともに、会、親睦交流会等を 通じて、次代を担う経営者等としての資質の向上を 図る
- (5) 関係官庁及び友誼団体との協調
- (6) 財団法人全国法人会総連合及び、社団法人広島県法人会連合会並びに各法人会との相互連携を図る
- (7) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会員の資格)

第 5 条 本会の会員たる資格を有するものは、廿日市税務署の管轄 区域内に本店、支店または工場若しくは出張所を有する法人 で、本会の目的および事業に賛同する者とする。

(入 会)

第 6 条 本会の会員になる者は、所定の申込手続きにより任意に入会することができる。

(会員の権利義務)

人又は個人

2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に 関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(会員資格の取得)

第 6 条 本会の会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会届により会長に申し込みをし、入会することができる。

(会員の権利義務)

第7条 会員は、本会の事業活動に、参加できる権利を有するとともに、この定款および総会の決議に従う義務を負う。

(経費の負担)

- 第 8 条 会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。
 - 2 既納の会費は、原則としてこれを返還しない。

(退 会)

第 9 条 会員は、理事会において別に定める退会届を<u>会長</u>に提出することにより、任意に退会することができる。

(除 名)

- 第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議によって当該会員を除名することができる。
 - (1) この定款その他の規則に違反したとき
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第 7 条 会員は、本会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を 有するとともに、この定款および総会の決議に従う義務を有 する。

(資格の喪失)

- 第 8 条 会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。
 - (1) 退会
 - (2) 事業の閉鎖又は解散
 - (3) 除名

(退 会)

第 9 条 本会を退会しようとする者は、所定の退会手続により任意 に退会することができる。

(除 名)

- 第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において会 員総数の決議によりその会員を除名することができる。
 - (1) 会員としての義務の履行を怠ったとき。
 - (2) 本会の名誉をき損し又は本会の目的に反する行為があったとき。
 - 2 前項の規程により、会員を除名しようとする場合には、そ の会員に総会で弁明の機会を与えなければならない。

(会 費)

- 第11条 会員は、総会の決議を経て別に定めるところにより、会費 を納入するものとする。
 - 2 既納の会費は、原則としてこれを返還しない。

- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、その 会員に対し、総会の日から1週間前までにその旨を通知し、 かつ、総会で弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

- 第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに 至ったときは、その資格を喪失する。
 - (1) 当該会員が解散、事業所を閉鎖又は死亡したとき
 - (2) 第8条の支払義務を4年以上履行しなかったとき
 - (3) 総正会員が同意したとき

第4章 総 会

(種類及び構成)

- 第12条 総会は通常総会及び臨時総会とし、いずれもすべての正会 員をもって構成する。
 - 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権 限)

- 第13条 総会は、次の事項について決議する。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)

(会員の名簿)

- 第12条 本会は名簿を作成し、これを本会の事務所に常置するものとする。
 - 2 前項の会員名簿は、会員に異動を生じた都度、これを訂正するものとする。

第7章 会 議

(会議の種類)

第25条 会議は、総会および役員会とし、会長がこれを招集する。 (会議の議長)

第35条 すべての会議の議長は、会長をもってこれにあてる。

(総 会)

第26条 総会を分けて、通常総会および臨時総会とし、いずれも会員の全員をもって組織する。

(総会の開催および招集)

第27条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後2ヶ月以内に開催す

の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他、法令又はこの定款で定められた事項

(開催・招集)

- 第14条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後<u>3箇月以内</u>に開催する。
 - 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき
 - (2) 正会員総数の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき
 - 3 総会は、少なくとも1週間前に、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文書を発して会長がこれを招集する。

(議 長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

- 第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。
 - 2 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項 について書面をもって議決し、または他の正会員を代理人と して議決権の行使を委任することができる。 この場合、正会員は出席したものとみなす。

る。

- 2 臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は会員総数の5分の1以上もしくは監事が会議の目的たる事項を示して請求 したときに開催する。
- 3 総会は、開催の日から少なくとも、5日前に会議の目的たる事項日時および場所を記載した文書を発して招集する。但 し、会長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(会員の表決権)

- 第28条 会員は、各1個の表決権を有する。
 - 2 会員は表決権を行使する為総会に各1名の代表を出席させる。
 - 3 会員は委任状をもって、総会における表決権の行使を他の 出席会員に委任することができる。この場合、委任した会員 は出席したものとみなす。

(総会の議事)

- 第29条 総会は、会員の過半数が出席しなければ成立しない。
 - 2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議 長の決するところによる。

(総会の付議事項)

- 第30条 総会はこの定款に別段の定めがあるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を決議する。
 - (1) 事業報告及び事業計画

(決 議)

- 第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。
 - 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

- 第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2 議長及び出席した理事のうちから選出された議事録署名 人2名が、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役 員 等

(役員の設置)

- 第19条 本会に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 40名以上50名以内

- (2) 決算及び収入支出の予算
- (3) 理事会において、総会に付議すべきことを決議した事項
- (4) その他、会長が必要と認めて付議した事項

(総会の議事録)

- 第36条 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時および場所
 - (2) 会員の現在数及び出席者数
 - (3) 開催目的、審議事項および議決事項
 - (4) 議事の経過の概要およびその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事
 - 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事 録署名人2人以上が、署名押印をしなければならない。

第4章 役 員

(役員の種類)

第13条 本会に次の役員を置く。

理事40名以上50名以内

- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、6名以内を副会長とし、24名以 内を常任理事とする。<u>また、1名を専務理事とすることがで</u> きる。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、<u>副会長及び</u> <u>専務理事をもって</u>同法第91条第1項第<u>2</u>号に規定する業 務執行理事とする。

(役員の選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、常任理事、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
 - 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を 代表し、その業務を執行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を分担執行する。
 - 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の常務を統括する。
 - 5 常任理事は、会長及び副会長の業務執行を補佐する。
 - 6 <u>会長、副会長、専務理事は、</u>毎事業年度、4箇月を超える 間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告し なければならない。

うち 会長 1名

副会長 7名以内

専務理事 1名

常任理事 15名以内

監事 3名以内

(役員の選任)

第14条 理事および監事は、総会においてこれを選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事および常任理事は、理事の互選によりこれを選任する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

第15条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ定められた順位によりその職務を代行する。
- 3 理事は、総会の決議に従い、本会の運営を協議執行する。
- 4 常任理事は、本会の常務を審議処理する。
- 5 専務理事は、会長の命を受け会務を統括する。
- 6 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。
- 7 専務理事は日常の会務を処理し、事務局を指導監督する。

(役員の任期)

第16条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 増員又は補欠のため選任された役員の任期は、前項の規程にかかわらず、それぞれ現任者又は前任者の残任期間とす

(監事の職務及び権限)

- 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
 - 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年 度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでと する。
 - 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
 - 3 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
 - 4 理事又は監事は再任できる。

(役員の解任)

第24条 本会の役員(理事及び監事)は、総会の決議により、解任 することができる。

(役員の報酬等)

第25条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、 総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定め る報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として る。

3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任 するまでは、その職務を行うものとする。

(役員の解任)

- 第17条 本会の役員たるにふさわしくない行為があった場合、その 他第10条第1項各号の一に類する事実があったときは、総 会の決議により、その役員を解任することができる。
 - 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合には、その 役員に総会で弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬)

第18条 役員は、原則として無報酬とする。

第5章 顧問、相談役および委員

(顧問および相談役)

- 第19条 本会に、顧問、および相談役を若干名置くことができる。
 - 2 顧問および相談役は、理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。
 - 3 顧問および相談役は、本会の業務運営上の重要な事項について、会長の諮問に応ずる。

(役員会)

第31条 役員会を分けて理事会及び常任理事会とする。

支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用を支払うこと ができる。その額については、総会において別に定める役員 の報酬及び費用に関する規程による。

(顧問及び相談役)

- 第26条 本会に、任意の機関として、顧問及び相談役若干名を置くことができる。
 - 2 顧問及び相談役は、理事会において選任または解任する。
 - 3 顧問及び相談役は、本会の業務執行上の重要な事項について会長の諮問に応じ、会長に対して意見を述べることができる。
 - 4 顧問及び相談役の任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 5 顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行 うために要する費用を支払うことができる。

第6章 理 事 会

(構 成)

- 第27条 本会に理事会を置く。
 - 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
 - 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見 を述べなければならない。

- 2 理事会は、理事の全員をもって組織し、常任理事会は会長、 副会長、常任理事及び専務理事をもって組織する。
- 3 監事、顧問、相談役は、役員会に出席し意見を述べることができる。

(役員会の開催および招集)

- 第32条 役員会は、会長が必要と認めたときこれを招集する。
 - 2 役員会の招集については第27条第3項の規定を準用する。

(役員会の付議事項)

- 第34条 理事会は、この定款に別段の定めあるもののほか、次の各 号に掲げる事項を決議する。
 - (1) 総会に提出すべき議案
 - (2) 定款の変更に関する議案
 - (3) 総会において、理事会に委任された事項
 - (4) その他会務の運営に関して、会長が必要と認めた事項
 - 2 常任理事会は、理事会にかわり、常務の執行に関する事項 および緊急な事項を決議する。ただし、その決議事項は、次 の理事会に報告してその承認を得なければならない。

(役員会の議事)

- 第33条 役員会は、その構成員の過半数が出席しなければ成立しない。
 - 2 役員会の議事は、出席役員の過半数でこれを決し、可否同

4 顧問及び相談役は、理事会の要請により、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権 限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務の執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) <u>会長及び副会長、専務理事及び常任理事の選定</u>及び 解職

(招 集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が 理事会を招集する。

(議 長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数及び決議)

- 第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
 - 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることのできる理事全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。

数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

- 第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議 事録を作成する。
 - 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 正副会長会

(正副会長会)

- 第33条 本会の事業を推進するため、理事会の決議により任意の機関として、正副会長会を設けることができる。
 - 2 正副会長会は、会長、副会長、専務理事をもって構成する。
 - 3 正副会長会の運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。
 - 4 正副会長会の議長は、会長がこれに当たる。

第8章 常任理事会

(常任理事会)

- 第34条 本会の事業を推進するため、理事会の決議により任意の機関として、常任理事会を設けることができる。
 - 2 常任理事会は、会長、副会長、専務理事、常任理事<u>を</u>もって構成する。

- 3 常任理事会の運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。
- 4 常任理事会の議長は、会長がこれに当たる。

第9章 委員会等

(委員会)

- 第35条 本会の事業を推進するため、理事会の決定により任意の機 関として、委員会を設けることができる。
 - 2 委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(支部及び部会)

- 第36条 本会の事業を推進するため、理事会の決定により任意の機関として、支部及び部会を設けることができる。
 - 2 支部及び部会の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(委員会)

- 第20条 本会に第4条に規定する本会の事業を分担するため、理事 会の決議を経て委員会を設けることができる。
 - 2 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって構成する。
 - 3 委員は、理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。
 - 4 委員長及び副委員長は委員の互選によりこれを選任する。

(支 部)

- 第21条 本会は、第4条に掲げる事業の円滑な運営を図るため、必要な地に支部を設け、支部委員を置くことができる。
 - 2 支部の編成は、理事会の決議を経て別に定める。
 - 3 支部に、支部長及び若干の副支部長を置く。
 - 4 支部長、及び副支部長は、理事会の推薦により、会員たる 法人の代表者その他役職員の内から会長がこれを委嘱する。
 - 5 支部長は、事業目的達成のため事務局等と緊密な連絡協調 を図り、円滑な事業運営に努める。

第10章 事 務 局

(事務局)

- 第37条 本会の事務を処理するため、事務局を設ける。
 - 2 事務局には、所要の職員を置く。
 - 3 重要な職員は、理事会の決議を経て会長がこれを任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第11章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日 に終わる。

(資産の構成)

- 第39条 本会の資産は、次に掲げるものにより構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
 - (2) 会費

6 副支部長は、支部長を補佐し、支部の円滑な運営を図る。

(部 会)

- 第22条 第4条に規定する本会の業務を分担するため、理事会の決議を経て部会を置くことが出来る。
 - 2 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって構成する。
 - 3 部会長及び副部会長は、部会員の互選によりこれを選任する。

第5章 事 務 局

(事務局)

- 第23条 本会の事務を処理するため、事務局を設ける。
 - 2 事務局には、職員を若干置き会長がこれを任免する。
 - 3 職員は原則として有給とする。
- 第24条 委員会、支部、部会及び事務局の運営に関する規則は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第8章 資産および会計

(事業年度)

第46条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終 る。

(資産の構成)

- (3) 事業に伴う収入
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

(事業計画及び収支予算)

第40条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の

- 第37条 本会の資産は、次の各号に揚げるものにより構成する。
 - (1) 設立当初寄付された別紙財産目録記載の財産
 - (2) 会費
 - (3) 事業に伴う収入
 - (4) 資産から生ずる果実
 - (5) 寄附金品
 - (6) その他の収入

(資産の管理)

第38条 本会の資産は、理事会の決議を経て別に定める方法により、会長がこれを管理する。

(資産の区分)

- 第39条 本会の資産は、基本財産および運用財産の2種類に区分する。
 - 2 基本財産は、別紙財産目録のうち、基本財産の部に記載する財産および将来基本財産に組入れられる資産とする。
 - 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の使用制限)

- 第40条 基本財産は、これを消費し、または抵当権その他の物件の ために供してはならない。
 - 2 事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、前項の規定 にかかわらず、総会の決議を経てその一部に限り、これを処 分することができる。

(経費)

見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の 前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければなら ない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が 終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとす る。

(事業報告及び決算)

- 第41条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、 会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会 の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の 附属明細書

第41条 本会の経費は、運用財産をもってこれに充てる。

(事業計画および収支計画)

- 第42条 本会の事業計画および収支予算は、毎事業年度開始前に会 長が作成し、総会の決議を経て、毎事業年度開始の日から3 ヶ月以内にこれを主務官庁に提出しなければならない。
 - 2 事業年度の途中において、事業計画および収支予算を変更しようとするときは、前項の規定を準用する。

(暫定予算)

- 第43条 前条第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により 予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予 算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することがで きる。
 - 2 前項の収入、支出は新たに成立した予算の収入、支出とみなす。
 - 3 やむを得ない理由により事業年度開始前日までに予算が 成立しなかったときはその理由および予算成立見込時期を、 遅滞なく、主務官庁へ報告するものとする。

(事業報告および収支決算)

第44条 本会の事業報告および収支決算は、会長が作成し、あらか じめ監事の監査を経、かつ、総会の決議を経て、毎事業年度 終了の日から3ヶ月以内にこれを主務官庁に提出しなけれ ばならない

(剰余金の処分)

- (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号 及び第6号の書類については通常総会に提出し、第1号の書 類についてはその内容を報告し、その他の書類については承 認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備 え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を 主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監查報告書
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第42条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する 法律施行規則第48条の規定に基づき、毎年度、当該事業年度 の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項 第4号の書類に記載するものとする。

第12章 定款の変更及び解散

第45条 収支決算の結果、年度末において剰余金が生じたときは、 総会の承認を経てその全部若しくは一部を基本財産に組み 入れ、又は翌年度に繰越するものとする。

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第44条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第45条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第46条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の 決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関す る法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公 共団体に贈与するものとする。

第13章 公告の方法

第9章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会において、会員の3分の2以上の決議を 経、かつ、主務官庁の認可を得なければ、これを変更するこ とができない。

(解 散)

第48条 本会は、総会において、会員の過半数が出席し、その3分 の2以上の決議により解散することができる。

(残余財産の処分)

第49条 本会が解散した場合の残余財産は、総会の決議を経、かつ 主務官庁の許可を得て、本会との類似の目的をもつ他の団体 に寄附するものとする。

(公告の方法)

- 第47条 本会の公告は、電子公告により行う。
 - 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告を することができない場合は、官報による。

補則

(細 則)

第48条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人 及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の 整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解 散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定

第10章 雑 則

(細 則)

第50条 この定款の施行に必要な細則は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、主務官庁の設立許可があった日から施行する。
- 2 従来、広島西南法人会に属した会員及び同会の権利義務の一切は、本会が継承する。
- 3 役員の任期は、設立初年度に限り創立総会の日から次の通常総会

にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立 の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 本会の最初の会長は、とする。
- 4 本会の最初の副会長、専務理事及び常任理事は、次のとおりとする。

副会長

専務理事

常仟理事

監事

の日までとする。

- 4 本会の設立初年度の事業年度は、第43条の1項の規定にかかわらず設立総会の日から昭和63年3月31日までとする。
- 5 本会の設立当初の役員は別紙の通りである。
- 6 本規定は昭和62年6月4日より施行する。
- 7 第3条(目的)及び第4条(事業)また、第21条(支部)第2 2条(部会)第23条(規則の制定)の改正規定は平成6年5月1 1日から施行する。

平成6年6月9日認可

- 8 第13条(役員の種類)の規定は、主務官庁の定款変更の認可が あった日(平成10年7月7日)から施行する。
- 9 第4条(事業)第13条(役員の種類)第14条(役員の選任) 及び第15条(役員の職務)の改正規定は、主務官庁の定款変更の 認可があった日(平成11年7月5日)から施行する。
- 10 本会の役員は、別紙の通りである。